

第四十八回国会
衆議院
内閣委員会議録第十号

昭和四十年二月二十六日(金曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 河本 敏夫君

理事 伊能繁次郎君

理事 辻 寛一君

理事 八田 貞義君

理事 山内 広君

大橋 武夫君

網島 正興君

福田 一君

保科善四郎君

湊 徹郎君

角屋堅次郎君

受田 新吉君

出席國務大臣

櫻内 義雄君

出席政府委員

熊谷 典文君

通商産業事務官 (大臣官房長)

通商産業事務官 (通商局長)

通商産業事務官 (通商局長)

通商産業事務官 (通商局長)

通商産業事務官 (通商局長)

通商産業事務官 (通商局長)

通商産業事務官 (通商局長)

通商産業事務官 (通商局長)

通商産業事務官 (通商局長)

通商産業事務官 (通商局長)

通商産業事務官 (通商局長)

通商産業事務官 (通商局長)

通商産業事務官 (通商局長)

通商産業事務官 (通商局長)

通商産業事務官 (通商局長)

通商産業事務官 (通商局長)

通商産業事務官 (通商局長)

通商産業事務官 (通商局長)

通商産業事務官 (通商局長)

通商産業事務官 (通商局長)

通商産業事務官 (通商局長)

橋政嗣君及び岡田春夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員福永健司君、石橋政嗣君及び岡田春夫君辞任につき、その補欠として湊徹郎君、苗ヶ久保重光君及び角屋堅次郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

○河本委員長 これより会議を開きます。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑に入ります。申し出がありますので、これを許します。永山忠則君。

○永山委員 通産省は、産業公害防止技術研究所の新設というような考え方を持っておられたようでございますが、今回これを認められていないのですが、産業公害の特別委員会等も設置されて、非常に大きな問題として取り扱われておるのですね、これに対する考え方、必ずしも産業公害等の状態ですね、こういうものに対して、通産大臣はどういうふうにお考えになつておられるか。災害を防止する関係との関連ですね、これらについての所見を承り、かつ他でも御説明になつたと思うのですが、炭鉱の全く悲惨な災害に対しての措置並びに今後の方針、こういうものについて承りたいと思います。

○櫻内國務大臣 まず、産業公害のほうでございますが、予算折衝の際に、通産省が産業公害防止技術研究所の設置を強く要望したことは、事実でございます。また、自民党の御関係の皆さま方が

らも、この際これを実現すべきである、こういうふうに指摘をせられました。私も当然その意を受けて措置すべきであつたと思いますが、遺憾ながら公害防止事業団の設置との関係によりまして、この際はあまり新しい機構ができるのはどうか、現在の通産省の機構の中で、ひとつ予算的に十分見るからやするように、まあこういうようなことがございまして、いま御審議をいただいております通産省設置法の中にこの研究所の設置を入れて御審議を願うという段階には至らなかつたのであります。永山委員が言われましたように、公害あるいは災害に対する施策の万全を期するべきであると思つて、公害のほうには、はい煙の規制法であるとか、あるいは水質保全法であるとか、汚濁防止法であるとかいうような一応の法律的な裏づけがございまして、現在東京都、あるいは四日市周辺、あるいは阪神とか、また将来は中国地方の水島地区も該当するであつたように、さらには九州では北九州地域のごとく、公害について問題になるところが多々ございしますが、現在ございします法律に基づいて万全を尽くすとともに、今度できます公害防止の事業団によりまして、現在のそういう公害が起つておる地域の改善のために尽くしていきたい、こういうような考え方になつております。

○永山委員 それから北海道の炭鉱災害に対する関係をひとつ伺いたいと思つてます。

○櫻内國務大臣 夕張炭鉱の不幸なる災害につきましては、すでに新聞等で十分御承知であらうと思つてますが、二十二日の午後六時三十分過ぎに爆発事故と思われる災害が起きました、六十一名の方がおなくなりになった次第で、申し上げることばもないのでございます。三池災害以後における大

きな災害であるのかんがみまして、翌日さつそくに閣議にはかりまして、臨時夕張炭鉱災害対策本部を設けまして、現に古屋総務副長官が現地に参りまして、陣頭指揮をとつておるような次第でございまして、また、副本部長といたしまして、本省の鉱山保安局長及び課長を派遣をいたして、災害後の対策の万全を期しておるような次第でござい

ます。

今回の災害につきましては、北海道炭礦に対する当該鉱区についての検査というものが、昨年度六回行なわれております。そのうち一回が、総合検査が行なわれたのであります。本年はこの二月十二日に、その事故の起きた現場の調査が行なわれておりまして、ガスの滞留しておる状況が許容量ぎりぎりになっておる箇所もあるというふうなことから、十二日の検査に基づきまして、その場ですぐこれこれの改善をすべきではないかというふうな調査表を渡しておるのでございます。しこうして、改善を講ぜられたらうでございまして、二十二日に監督署のほうに鉱区長が出まして、その報告がございまして、また、監督署のほうにおきまして、その報告に基づいて、もう一つこういうふうな施策を講じたらばいいんじゃないか、この程度じゃ十分とは言えない点もあるんじゃないかというふうなやりとりがあつたと聞いております。その詳細、たとえば箇所はどこか、どういうことをすべきだということについては、私の手元にその報告書は参つておりませんが、鉱区長から報告を受けるとともに、さらにいろいろ注意を与えておつたやさきにこういう事故が起きたのでございまして、まことに遺憾にたえないのであります。現在対策本部へ参つております鉱山保安局長あるいは課長による調査の進行状況、さらに技術調査団をこの二十八日に派遣をいたしまして、技術調査団の調査、それに基づいて原因の究

二月二十五日

委員湊徹郎君、苗ヶ久保重光君及び角屋堅次郎君辞任につき、その補欠として福永健司君、石

明が十分であるよりましうから、その後におきまして、法案の改正の必要があるか、あるいは保安行政の拡充をさらにする必要があるか、いろいろな具体的な問題に移っていくと思ふのであります。この点は、今回の予算措置ではお願ひできないわけですが、保安行政につきましては、監督官の増員等、今度の予算ではいろいろお願ひをしておると思ひます。

○永山委員 災害にかかられた方に対しては、まことに遺憾にたえないと同時に、心からお見舞いを申し上げるものでございますが、それらの対策に対しても、十分ひとつ関係省と打ち合わせになりました。災害救助あるいはその対策等、十分ひとつ善処されたいと思ふのであります。同時にまた、将来そういふことがないようにするために必要な経費が要するならば、本年は相当予備費を持つておられるようでありまして、これらのほうも出していただいて、ひとつ災害が未然に防止できるように格段の処置をおとりになることを要望いたしておきたいと思ふのであります。

次にお尋ねしたいことは、LPGの税の新設の問題でございますが、ガソリンは、最近非常にオクタン価を上げるために四エチル鉛を入れておるのであります。そこでガソリンの公害が非常に多い。それからディーゼルの軽油は、不燃性のガスが出まして、これもまた非常に公害が多い。LPGのほうはこの害がない。これに対して、LPGとガソリンとディーゼルとの公害関係については、どういふふうな調査を進めておられるか、この点を十分お聞きしたいのです。それはどういふことで言ふかといふと、ディーゼルに比較してLPGは五十分の一の害が少ない、ガソリン関係に比べれば二十分の一だといふことは、これは西ドイツで調査している計数じゃないかと思ふのです。したがって、やはりLPGの使用は、ことに大都市を中心として公害防止に非常に役立つものである、こういうことで、各国がこれに対してはむしろ恩恵しているといふのですが、今回LPGの税金を非常に大幅にかけられたの

で、これに対してはむしろガソリンのほうを使うほうがいいのではないかという逆効果を生んで、せっかく公害防止に役立てようとしてきたLPGの使用が、非常に不利になるのではないかというようにいわれておるといふ点と、税の関係がリットルで十円となつておるといふ点、重きに失している。その結果、むしろLPGの使用禁止に近い結果になるのではないかといふことを憂慮しておるのです。加ふるに、どうもLPGの生産制限をやつてきておつて、それが価格つり上げをやつて、ますますこの使用が困難になる。この問題に対しては非常に問題を起こしておるようでございますから、これらの点に關してはどういふようにお考えになつておられるか。

○櫻内国務大臣 たいへん専門的で、私お答えしにくいのであります。公害の関係では、排気ガスの問題を御指摘になつておるものと思ひます。LPG、ガソリン、ディーゼルを比較して、排気ガスが、これがごまかくあるいは詳細に、どの程度の差があるのかは私専門的には十分存じませんが、御指摘のように、LPGの排気ガスが少ないといふことは、私もよく承知をいたしておる。そういう見地から、最近における都市の空気の汚濁状況からいまして、ほかのことを考えずに、燃料としていずれが好ましいか、そういう点から考えますときには、LPGは排気ガスが少ない、好ましい、こう言えると思ふのであります。

いまお尋ねの税金との関係でございますが、これはおそろしく大蔵当局の収入の関係あるいは他の税金との関係におきまして、新たに措置がとられて、四十一年一月より徴税をするといふことに踏み切られたものと思ひます。また、これに対する反対のお考えもたくさんあつたといふことを承知しておるものであります。この新税を設けるというところにつきましては、私の所管外でございますので、かりに産業政策の見地から、LPGをもつと奨励する上からはどうか、こういうことになり

ますれば、一般的に言つて新税が課せられるといふことは、御指摘のとおりに需要が押えられるといふことにならうかと思ひます。

なお、現在LPG不足によつていろいろ問題があるじゃないか。それは私も十分承知しておるところでございますが、生産制限をしておるから問題が起きておるといふことではないと思ふのであります。現在のLPGの生産の施設が、見通しが狭つて十分でない、そういうことによつて不足をしておる。あるいは石油精製の過程で出ますから、その石油精製が、需給が非常にアンバランスで、多少自主調整を指導いたしましたから、その関係からの御指摘かと思ひますが、これについては得率をやつております。LPGのほうはあまり影響を受けないようにやつております。また、通産省全体としては、現状のLPGの状況からして緊急輸入制度の手を打ちまして、まずこの一番最盛需要期を渡り切るもの、かように考えております。さらに明年、明後年以降のことにつきましては、新たにLPG原料の輸入を認める船の新設を認めておまして、需給について十分注意を払つておるといふことを申し上げておきます。

○永山委員 運輸省のほうでは、LPGの関係の税率はリットル七円七角のところが至当であらう。ところが、実際はリットル十円といふことになつてくる。そういうことになると、どうしてもむしろガソリンのほうがいい結果になりはせぬか。せつかくガソリンのほうは四エチル鉛が公害をもたすのでこれに転換が望ましいといふ情勢であるのに、逆にLPGの使用禁止的な税になるのじゃないかといふことも言つておるようであります。

この点についても御検討願ひたいといふこと。それからもう一つは、やはり公害問題に非常に影響するわけですから、今度公害関係等の問題に十分取り組んで、外国でもすでに調査をやつておるわけですから、十分調査研究をして、むしろLPGが生産制限になるという形にならぬように、格段の考え方をひとつお持ちになることが必要だと思ふ。緊急輸入といひましても、冷凍タンカーがないのですから、それはなかなか簡単であります。

せんから、やはり石油精製の関係との関連を持つておるようですから、これらもひとつ十分検討されて、その公害関係を十分見た上で、そして科学的根拠を持つて税率を再検討する、また実施時期も再検討する、これは大きな問題ですから、こういう点を十分大臣のところで配慮願ひたいといふように考えるのであります。

それから大体われわれは、このままでいけば官僚亡国になるのではないかといふくらい心配を国民はしておると思ふわけです。前には官僚の数が七人に一人だたのですが、今度は六人に一人といふふうに非常に数も多くなる。加ふるに物価の上昇といふようなことで、待遇ももちろん改善すべきであります。待遇をよくしなければならぬことは言うまでもない。賃をよくして待遇をよりよくして、そして税率をよくしていくといふことが望ましいのでございますが、良質で待遇をよりよくして税率化するといふことに対しては、政府のほうは消極的で、ただ機構をふやして人間をふやすといふことは、どうも各省積極的にやつておるといふ傾向があるわけでありまして、これは国務大臣として、なるほど政府は不沈艦です。沈まぬ船だ、目の丸だから幾らでもふやせばいいといふことではないのでありますから、各会社が給料を上げるというところは、みんな生産性の向上と能率といふことと見合つてやつておるのでございまして、それに右へならえてどうしても給料の値上げをやるわけですから、そのときには、やはり民間でもやつておるのですから、各官庁もひとつ待遇をよりよくしていい質の者を入れて、しかも合理化するといふことに格段の措置が必要だと考えるのですが、同時に、これと関連して今回の貿易振興局を設置された理由、そしてこれは臨調の機構改革に出ている答申関係等に相いれざるものではないか、これらをひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○櫻内国務大臣 最初に、官僚亡国になるのではないかといふような前提で御意見がございました。閣議におきましても、御趣旨のようないことに

ついで十分取り組んでおりまして、現在各省に欠員がございますが、この欠員は不補充でいく、それからまた人員の増加はできるだけこれを抑制する、こういう基本方針に立っております。ただ、この基本方針からはずれしておりますことは、現場を持つておる各省の機構あるいは技術者について、そういうふうな点についてはこれは特に行政管理局とよく相談の上例外的に認める、こういうこととさせていただきます。今度の通産省の関係から申し上げますと、技術者の関係はいま申し上げるようなこととさせていただきますから、必要最小限度のものを確保したい。確保したいといつても、なかなか技術者は来てくれないのです。いま一番おそれておりますのは、この法案が早く成立を見まして、一応通産省として確保したいと思つておる技術者を四月からはすみやかに採用したいといふことで、せっかく技術者の採用については非常な努力をしていくわけでございます。これが一つでございます。

それからもう一つは、現在の通産省内における特許行政が非常な渋滞を来しておるのでございます。ここに長官がおりますから補足的にその実情を説明させていただきますが、そのために人員の増加をお願いしておるという点がございします。それから貿易振興局の問題につきましては、これはすでに資料でござらんのように、人員には関係がないのであります。膨大になっておりますいまの通商局を、簡単に申し上げますならば、二分割し、なぜそうするのかわかりませんが、いまの通商局長が通商局全般を所管するにはあまりにも忙しくもあるし、範囲も広くなつておる。貿易の関係で、諸外国との間に二国間協議とか多国間協議に出ているということもございします。また、通商局のそれ自体の行政範囲も、非常に広いわけでありまして、そのために二つに分けて、貿易振興局の局長としての責任をとれるような人をひとつここに設けよう。御意見の中には、補佐をする程度のものでよからうといふような御意見も聞きました。が、そういう補佐ではなく、局長という立場で責任を持つて処理するような、そういう人材を必要とする、そういう地位を必要といたしまして、機構は現在でございます通商局を二つに整理をして分けるということだけで、今回お願いをいたしておるようなわけでございます。

なお、詳細につきましては、官房長その他から御説明を申し上げます。

○倉八政府委員 特許の問題につきまして、大臣が申し上げたことをふえんいたします。

これは、最近の出願というものが非常に膨大になつてまいりまして、その内容が、従来と違ひまして非常に複雑になつてきた、あるいは外国出願が多くなつて多岐になつてきた、そういうことで、毎年滞貨はたまる一方でございます。しかし、この審査をやる人は、これは例外なく技官でなくてはならないし、その技官は、さつきも大臣が申し上げましたように、非常に現在採用しにくいのでございまして、これを早く確保したい。早く確保したい、この日進月歩の世の流れに必ずするように、出願がありましたならばそれを早く解決したいというのが、われわれの念願でございます。したがって、特許庁につきましては、九十九名の増員が絶対必要であるといふことでここに御提出申し上げておる次第でございます。また御質問が詳細にわたりましたら、あとで御答えいたします。

○熊谷政府委員 先ほど御指摘になりました臨調答申との関係について、お答え申し上げます。

端的に申し上げますと、通商局の局二分につきましては、臨調答申では具体的には触れておりません。御承知のように、臨調答申では、過大な、あるいは不必要なものではあるだけ整理統合するといふことを片一方に言ひますと同時に、片一方におきましては、経済の実情が変わつてまいりますので、開放経済に向かう段階において必要なものについては必要な措置をとるということも考へたわけでございします。そういうふうなことを考へますと、具体的にはうたわれておりませんが、私どもといたしましては、この局の二分案が臨調の答申に反するものとは考へていないわけでありまして、もちろん臨調の答申は、全体としまして行政機構の改革を推進すべきだといふことをうたつておるわけでございます。その趣旨は、全般問題として今後通産省は十分考へてまいりたい、かように考へておる次第でございます。

○永山委員 ちよつとあとに返るのですが、大臣、LPGの公害防止に非常に役立つという点に關して、十分ひとつ検討する、それから税率の關係が禁止的なものになつておるようであるかどうか、これらもまた十分検討していただくといふことを、關係各省ともよく検討をされるといふことをひとつお願いしたいのですが、どうですか。

○櫻内内務大臣 いま聞いてみますと、LPGの研究については運輸省のほうでやつておるそうでございます。で、先ほど承つておる御趣旨といふものについては、私よくわかります。通産省の中の技術研究所のほうでやり得ることがありますれば、これは指示をいたしまして、御意見を尊重していきたいと思ひます。

なお、税金の關係の問題につきましては、これはどうも私がお答えをするのは不穩當でございますが、永山委員のおっしゃることは私もよく理解ができますので、私がこゝろいう立場を離れてでも、できるだけ善処いたしたい。(永山委員「星の問題はどうですか」と呼ぶ)

それから、LPGの品不足につきましては、先般来逐次手を打つてまいつてきておるのでありますが、地域的にどうしても不円滑な面があるかと思ひます。したがつて、これらの点については、今後再び需給逼迫のないように効力をいたしたいと思ひます。特に、貯蔵の問題といふものが、非常に今後検討を要すべきことだと思ひのであります。あるいは、この貯蔵にからんでの季節的な需給のアンバランスといふものも、よく考へていかなければならない。従来の経験にかながみまして、一そう改善をする考へでございます。

○永山委員 大臣に一つ考へてもらいたいことは、今回出ております通産省の關係は、これはまあきわめて重要であるし、しかも妥當であるといふように考へられるのでございしますが、一般に機構をふやしたり人間をふやしたりしてゐるのは、今回見ていると、特に必要性のものであると考へられる。ところが、整理の分は一つもやらないのです。ふえる分だけはどんどんやつて、臨調の答申が出ているのに、今回一番多いだらうといふくらいに、公団や特殊会社あるいは局や部や人員が増加しておるわけですから、そこで、臨調も、必要なことは積極的にやれといふことなんです。が、しかし、合理化されるものはやれといふことになつていまして、閣議で臨調の答申を尊重してやるということ、いよいよ作業が始まるわけですから、大臣は積極的に合理化の面は強く推進するといふことは、ひとつおやりをいたしたいのです。が、それに対しての所見はどうですか。

○櫻内内務大臣 ふやすほうばかり考へていて、減らすほうがない、一見御指摘無理もないかと思ふのでありますが、今回の場合は、確かに貿易振興局はお願いいたしました。が、しかし、他面、輸出振興部はそれに伴つて当然廃止をいたしておるわけでありまして、なお、福田前大臣が見えて思ひ出したのでありますが、福田前大臣が、電気試験所の検定部門を廃止いたしました。民間に移したといふような事例もあるわけであつて、いま永山委員のおっしゃる考へを十分尊重いたしまして、いたすにたゞ機構の拡充に専念するといふようなことのないようにいたしたいと思ひます。

なお、今回の貿易振興局をつくります際に、臨調の答申もよく考へて、通産省は率先して研究するようになつていふことを行政管理局の長官との間で話し合ひも行なつておりました。通産省内におきまして、將來どういふ機構がよいのか、現在せっかく研究をしておる最中でございます。

○永山委員 そこで、技術優先の問題ですが、どうも技術者が民間側のほうへ優先されていくといふことに対しては、やはり待遇の面においても、技術者はポストを得ることが非常に困難である面もあります。ポストの面、待遇の面において

十分でないのではないかと、こう思うのですから、技術者に対しては、局長や大臣以上の給料をやつていいのではないかと思ふのです。ポストと給料とを分離して、ポストを得られぬ場合は待遇はうんとよりよくするという方向に向けていく、またできるだけポストもよくしていくというようにして、技術者を待遇の面、ポストの面という方面で優遇する特段の構想をお立てになることが必要だ、こういうふうに考えておるのです。

もう一つは機械化ですね。これは特許庁のほうで人間をおふやしになることはやむを得ぬ情勢だと思ふのですが、そうすると、何か事務の機械化をする方法はないかというふうなことも考えられるわけですね。同時に、これはいいか悪いかわからぬですけれども、外国に行つてみて、やはり各官庁は八時十五分にはびしゃつと仕事を始めて、そして休憩中でなければたばこのまゝないし、休憩中ではないにお茶をどどん持ってきたりするようないふことはあります。だからしてどうも事務の能率化、こういうふうな面に対して、あるいは規律というふうな面に対して、きわめてルーズではないか。もつともつとそれらをやれば人員の合理化ができるのではないかと。これは国務大臣として、通産省だけの問題ではありません。技術優先の問題、すなわち待遇、ポストを占める問題、さらに能率の問題について、執務時間厳守の問題、執務時間中にそういうことはしないでしょうが、新聞や雑誌を読んだり、雑談をしたり、たばこをすつたり、お茶を飲んだりというふうなことがないようには、それらの点も——私はお茶でも、ちゃんと湯わかし所があつて、そこに各自がつかって飲みにいけばいいのであつて、これを運んでいくというところが妥当であるかどうか、これらも能率の増進とむだ排除の点から見て、十分にひとつ国務大臣として御検討をされていく場合があるのではないかと、もつと機械化するということはどうか、これらの点に対しての考え方をひとつお話し願ひたいのです。

○櫻内国務大臣 技術者の待遇改善、あるいは官庁事務の機械化、また服務規律を厳正に行なうべきという御意見につきましては、政府として全般的にこれを考えるべきだと思ひます。ところで、通産省内においてはどうか、もし必要がございましたらば技術者待遇の現状について説明をさせていただきますが、私は、いまどの程度の給与で、どの年限がたつては他の事務の者と比較して給与が上がつていくのかというふうなことをつまびらかにいたしたいと思いますが、事務系統と技術者関係の待遇の若干の違いはもちろんだいあります。しかし、現に通産省の中でも、技術者が一定年度おりますと、せつ々なれたところに給与のいいほうへどうも引き抜かれていくという実情は間々あるのをごさいますから、世間一般のレベルから考えてもまだまだ考えるべき点が多々あるのではないかと、こういうふうにごさいます。

それから機械化の問題でございしますが、現に労働力についていろいろ批判のある、こういう時勢でございします。できるだけ事務の上において合理化する、近代化することは、当然であらうと思ひます。通産省の中におきましても、いま問題になつておる特許行政の出願登録事務、そういうふうなものについては、すでに電子計算機を使つておられますが、昭和三十五年以来、事務能率についての改善の研究を省内で設けまして、逐次この研究の成果によつて事務の改善をはかつておるようなわけでありまして、

服務規律の問題については、私は、役所に行くといふ自分の部屋にすつと入つてしまふので、実は全般的に目が配れません。当然のことではございしますが、しかし、私自身が実態をつかんでおりませんので、御趣旨の点は事務次官によく徹底をしてやつていきたい、こう思ひます。

○永山委員 待遇の改善の問題なんです、これは国務大臣として聞いてもらいたいのですが、人事院が勧告をすれば、勧告は少なくともやるといふようなき慣例をお持ちにならないと、団体交渉権もスト権もみな剥奪しているわけですから、

唯一の人事院の勧告が守られぬということになると、政府がやはり約束を実行しないということと、法を守らないということになつて、服務規律を厳南にする分だけこれを厳重にやつても、やはり私は片手落ちだ、こう考えるのです。ですから、服務規律を厳重にすると同時に、合理化すると同時に、やはり待遇の改善は十分やる。人間をふやさない、こう言われるわけですが、やはり局になつて、こう言われるわけですが、やはり局に局の関係予算というものは、これは拡大していくことになるわけですね。私はこの場合大臣に聞いたことは、人事院勧告は忠実に守るということと、服務規律を厳にすることと同時にやるかということとを一つお聞きすること、それから官制は縦割りをどうしてもやりたがるのです。だから、総合性がきわめて薄いのです。今度でも輸入と輸出が大体分かれることになるわけですが、そうすると、縦割りになつたら、輸入のことは輸出の者は全然知らぬというふうな——局長は総合的に何でも知つておらなければならぬのですが、自分の所管だけはすつと知つておるが他のほうにはきわめて関心が薄いというもので、縦割り行政にいくといふことはかえつて逆行じゃないか。総合性を強化していくといふことが必要なんです、局長ということになれば、省全体の大方針をきめる中心ですから、所管事務だけなしに省全体のことをわからなければならぬので、したがつて、私は、縦割り主義へ移行することは好ましい現象でない、したがつて、これを二つに割るといふことよりは、むしろ次長をふやすとか部長をふやすとかいうような方法のほうが好ましいんじゃないかというふうに考へるのです。これは非常な必要性でおやりになることについて必ずしも反対しませんが、全体の国務大臣として、縦割り主義を非常に強化して、総合性が減る傾向があるので、局へ分かれるという方法でないほうが好ましいのではないかと、全体論としてひとつ大臣の意見を聞きたいのですが……

○櫻内国務大臣 いま二点のお尋ねであつたと思ひます。服務規律を厳正にやつていく。しかし、

同時に待遇については、人事院の勧告はこれを完全に実施していくことが好ましい。こういう御意見であつたと思ひます。これはそのまますんなりと承つて、そしてそのように今後実現ができることに努力をすることにやぶさかでありませう。ただ、これは御承知のように、いつも大蔵当局との間の財源問題などひつかかるのでございまして、たいいてい行政担当省のほうは、まあもう少しやつてくれたらどうかというふうなことで、昨年あたりは一月ほど改善されたというふうなことでございしますが、それで満足することなく、人事院勧告の完全実施に向かつていくということが好ましいことだと思ひます。

それから縦割り行政の問題でございします。これは私少し意見がございします。現在省内における課長以上くらいは異動というものは、わりあいに早く行なわれておると思ひます。これは長い間の慣習で事務次官のところで考えられておると思ひますが、それがはたしていいか悪いか。いい面もございしますが、またときに、たとえば私のところへたずねてくる人が、また課長かわりましたね、というふうなことを言つて、これで今度の新課長がなつて、少しものがわかつたらもう異動ですとかいうような批判もございしますから、あまり横との関係だけを考へての異動はどうかと思ひます。しかし、縦割り行政に欠陥があるとするならば、これは十分検討しなければならぬと思ひます。ところで、通産省内部だけでなくて、国の行政全般からいへばどうかということについては、これはこの間うち閣議で問題になりまして、動議四年から十五年くらいは若手から中堅にいく諸君をもつと各省で交流すべきである、ただその省だけの知識ではどうかというふうなことで、今回人事交流の措置をとるようになつた次第でございしますが、このたびの通商局の二分というものが、一そう縦割り行政を露骨にするのじゃないかという御懸念のように承りました。これは私はそうでないと思ひますのであります。今度の通商局の二分の機構をごらん願ひまし

同時に待遇については、人事院の勧告はこれを完全に実施していくことが好ましい。こういう御意見であつたと思ひます。これはそのまますんなりと承つて、そしてそのように今後実現ができることに努力をすることにやぶさかでありませう。ただ、これは御承知のように、いつも大蔵当局との間の財源問題などひつかかるのでございまして、たいいてい行政担当省のほうは、まあもう少しやつてくれたらどうかというふうなことで、昨年あたりは一月ほど改善されたというふうなことでございしますが、それで満足することなく、人事院勧告の完全実施に向かつていくということが好ましいことだと思ひます。

それから縦割り行政の問題でございします。これは私少し意見がございします。現在省内における課長以上くらいは異動というものは、わりあいに早く行なわれておると思ひます。これは長い間の慣習で事務次官のところで考えられておると思ひますが、それがはたしていいか悪いか。いい面もございしますが、またときに、たとえば私のところへたずねてくる人が、また課長かわりましたね、というふうなことを言つて、これで今度の新課長がなつて、少しものがわかつたらもう異動ですとかいうような批判もございしますから、あまり横との関係だけを考へての異動はどうかと思ひます。しかし、縦割り行政に欠陥があるとするならば、これは十分検討しなければならぬと思ひます。ところで、通産省内部だけでなくて、国の行政全般からいへばどうかということについては、これはこの間うち閣議で問題になりまして、動議四年から十五年くらいは若手から中堅にいく諸君をもつと各省で交流すべきである、ただその省だけの知識ではどうかというふうなことで、今回人事交流の措置をとるようになつた次第でございしますが、このたびの通商局の二分というものが、一そう縦割り行政を露骨にするのじゃないかという御懸念のように承りました。これは私はそうでないと思ひますのであります。今度の通商局の二分の機構をごらん願ひまし

ても、明確に二つに分かれるほうがいい要素を持つておる。またそれを調整するためには、当然通商局付の参事官等の機構もございまして、調整機能は十分持つておると思ひます。

○永山委員 十二時ごろまで、あとは質問は留保したいと思ひますが、この場合ひとつ大臣にお聞きしたいのは、バナナとレモンの自由化はやめたかどうか、こういう考え方です。それは相手が独占的なものであるときには、こちらが自由化したときには相手方をうんとくせさせるばかりなんです。そこで台湾の受け入れ態勢は一つになつてゐる。こちらのほうは過当競争ですから、したがって、甚間、非常なるリベートを出して、やみどりでリベートが行なわれていて、事件にもなつておるといわれておるのですが、これはこちらの輸入態勢というものが自由化して、自由競争をする。向こうのほう、出すほうは統制しているものですから、そこでそういう結果になつて、逆に非常に高いものを買つておることになつておるのではないかと、いふようにいわれておるわけですが、不正やみどりで事件とあわせて、バナナの問題はむしろ自由化を取りやめていくことが好ましいのではないかと、それからレモンの分は、これはサンキストが独占して、むしろアメリカ側のほうも、この自由化のためにサンキストを強化していくといふことになつてゐる。こちらの輸入商社も、前大臣のときには、リベートを特定輸入商社に与えるようなことがあれば自由化はやめるんだといふことを言われておるのですが、どうもやはり特定商社にリベートをやつておる。したがって、弱小輸入業者九十社とも、ほとんどみなつぶれてしまつておる。それからダンピングをやつてほとんど生産関係を押えて、生産が非常に不利になつたと見れば、今度は価格引き上げをやる。全くアメリカが独占資本に日本の市場や農民が全部犠牲にされておるといふ結果になつておるの、現状なのです。レモンはいまちょっと高いですが、ここ三年くらいして日本のレモン業者がつぶれたら、独占資本のサンキストはまだまだ高くするといふことになるのじゃないか。ドル関係も、従来は二百万ドルくらいの割りで済んだものが、半期にいま二千万ドル。二百万ドルが二千万ドルくらい出しておるのではありません。こういうふうに、ドルもどんどん放出されるというふうな結果になつた。弊害があれば自由化をやめなければいかぬといふことを言われておつたやさきであります。農民のほうはもちろん、レモン業者はもう木を切る一手手前に追い込まれておるわけです。ただ政府が見殺しにしないでどうかといふかすかな希望を持つて生産を続けておるといふような実情でございまして、いろいろな事情はございまして、けれども、この場合、レモン、バナナの自由化を再検討するといふことについて、大臣の御考慮をお願いしたい。

○櫻内閣内務大臣 バナナの輸入についての台湾側の規制の事実、あるいは台湾との関係におけるいまお話しのようないろいろの事情のあることは、私承知しております。また、レモンについて、アメリカとの関係についての事情も承知しておりますが、実は貿易自由化の施策に伴つてバナナ、レモンの自由化が行なわれた当時の事情、あるいはその後における全体の事情というものを、私十分把握しておらぬわけでありまして。バナナも、台湾だけでなくて、ほかからもきておるといふふうにも聞いておるのでありますが、いま御指摘のようにいろいろな問題があると、これは改善をして軌道に乗せていくのが好ましいといふその方向については、私も乏しい知識の中では考へておるのでありますが、きょうここに通商局長がおりますので、多少実態について御説明申し上げるのがよろうと思ひます。

○山本(重)政府委員 バナナ、レモンの自由化につきましては、考慮すべき立場が三つあると思ひます。一つは消費者の立場でございまして、バナナ、レモンともに、どちらかといひますと、消費者にとつては従来非常に高過ぎた傾向があつたと思ひます。そうした観点から自由化が行なわれたら、結果においては消費者には非常

なプラスになつておる、こういうふうに言えるのではないかと思ひます。

それから第二の立場は輸入業者でございまして、この両方の物資とも長い間実績主義による割当でが行なわれておりました、いつの間にか利益権化してしまつてゐる。そういうところにやはり非常な弊害があつたように思ひます。自由化によつて一応その点は解消したのでございましてけれども、また逆に過当競争が起つてゐるというところは、これはいふまでもない事実であらうかと思ひます。輸入の場合にも、秩序を正しくした輸入をするように今後努力していく必要があるかと思ひます。

それから第三の点は、国内の生産業者に対する影響でございまして。特に先生非常に御心配いたしておる点でございまして。バナナは、間接的競争物資はございまして、一応直接のものはない。特にレモンの場合だと思ひます。レモンの場合につきましては、自由化をいたします場合に、農林省のほうとしては十分に生産業者に対する対策を考へるということではございまして、農林省のほうで十分の手当ではしてまいらう、このように考へておる次第でございまして。御指摘のように、両方とも売り手独占のような形ができておりましたので、われわれとしては、そうした立場を向こうが悪用いたしまして、不当な価格のつり上げをするといふようなことのないように、十分監視してまいりたいと思ひます。もしそういう事実が出てまいりますれば、こちらとしては、たとえば業者間の輸入協定を結ぶとかいふような対抗措置を考へていく必要があるかと思ひます。両業界とも、従来のいきさつ、それから現段階における業者間の競争といふふうな問題がございまして、いろいろ複雑でございまして、対策はなかなかさう簡単にははつきりしたものは出せませんけれども、いま申し上げましたような趣旨で今後ともその対策を研究してまいりたい、このように考へております。

○永山委員 このバナナ及びレモンの自由化再検討の問題については、いづれまた御質問申し上げることにしたいと思ひますが、売り手が独占的になつておる状態のときには、やはり自由化すれば独占資本に左右されるので、ことにレモンのときは、日本の生産がつぶれてしまへば、これは独占化してしまふのですから、うんと高くするといふことは、はつきり見通しがついてゐると思ひます。そこでやはり売り手の独占化に対応する対策を十分検討していただく。それには自由化をやめる以外には私は方法はないと思ひますが、これをひとつ十分御検討をお願いしたいと思ひます。また、いまの中共の貿易でも、相手は共産國ですから、窓口は一つ。その友好商社というのは、中共側に指名されるものをもつて友好商社になる。政経分離といつても、向こうは政府のほうでやる、こちらは民間の弱い力でやつてゐるものから、やはり向こうの命令どおりに商社を指定されていくといふようなことは、非常な不利な結果を来しておるのではないかと。要するに、相手方が国家貿易であるとかあるいは売り手独占の資本であるとかいふような場合に対処する方法について、ひとつ十分御検討をお願いしたいことではないかと、ことにレモンのときは、森永にジュースを許したので、それから、なまレモンがきましてほとんどジュースをやるといふことになりまして、日本のかんきつは成長産業のチャンピオンといふことで農林省が指導しておきながら、それに冷水をかけられるといふような結果になつて、これはレモンだけの問題でなしに、かんきつ全体の生産に影響を及ぼす。また、バナナもすぐリンゴの生産に影響するといふ結果を大いにきたしておるわけでありまして、これらは農林省ともよく相談の上で再検討をお願いするといふことにして、一応またあとの質問は留保したいと思ひます。大臣、それに対する所感だけをお聞かせいただきたい。

○櫻内閣内務大臣 お話しのとおり、また局長から御答弁申し上げましたように、各種の問題をから

かえておりますので、今後よく検討しながら対処していききたいと思います。

○河本委員長 次会は、来たる三月二日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時六分散会

昭和四十年三月一日印刷

昭和四十年三月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局